

盛岡地方振興局長告示第 27 号

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 13 条第 1 項の規定により、生産事業者に係る登録証の記載事項の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 3 月 7 日

盛岡地方振興局長 藤 尾 善 一

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	変更事項		変更年月日
		変更前	変更後	
岩手盛 2	岩手林業株式会社 取締役社長 三田林太郎 盛岡市大通一丁目 6 番 16 号 第七大 通ビル 3 階	盛岡市中央通一丁目 9 番 9 号	盛岡市大通一丁目 6 番 16 号 第七大通ビル 3 階	平成 19 年 7 月 3 日